

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養等の一部を改正する告示について（概要）

令和6年3月27日  
厚生労働省

1. 制度の概要

- 評価療養、患者申出療養及び選定療養については、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第3号及び第5号並びに第86条第2項第1号等の規定により、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）及び保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）の定めるところにより、実施されることとなっている。
- また、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）については、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号。以下「療担規則」という。）等に基づき、厚生労働大臣が定めるものについて規定している。

2. 改正の内容

- (1) 令和6年度診療報酬改定に伴い、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養を、以下のとおり改正する。
  - ① 評価療養として、次の療養を追加する。
    - ・ 医薬品医療機器等法に基づく承認（第1段階承認）を受けたプログラム医療機器の使用又は支給
    - ・ 保険適用されていない範囲における使用に係る有効性に関する使用成績を踏まえた再評価を目指すプログラム医療機器の使用又は支給等
  - ② 選定療養として、次の療養を追加する。
    - ・ 主として患者が操作等を行うプログラム医療機器であって、保険適用期間の終了後において患者の希望に基づき使用することが適当と認められるものの使用
    - ・ 間歇スキャン式持続血糖測定器の使用（診療報酬の算定方法に掲げる療養としての使用を除く。）
    - ・ 医療上必要があると認められない、患者の都合による精子の凍結又は融解

- ・ 長期収載品の処方等又は調剤
- (2) 令和6年度診療報酬改定に伴い、保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法において、長期収載品の処方等又は調剤に係る算定方法を追加する改正を行う。
- (3) 令和6年度診療報酬改定に伴い、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等を、以下のとおり改正する。
  - ① 今般追加する選定療養について、患者が希望した場合に限られること、院内掲示をすること等を定める。
  - ② 長期収載品については、①に加え、特別の料金の額のほか、医療上必要があると認められる場合や後発医薬品を提供することが困難な場合は選定療養の対象外とすること等を定める。

### 3. 根拠条文

健康保険法第63条第2項第3号及び第5号並びに第86条第2項第1号、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第2項第3号及び第5号並びに第76条第2項第1号、療担規則第5条第2項及び第5条の4第1項、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第4条第2項及び第4条の3第1項並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）第5条第2項、第5条の4第1項、第26条の4第2項及び第26条の6第1項

### 4. 施行日等

公布日：令和6年3月27日（水）

施行日：

- 2（1）（長期収載品を除く。）、（3）① 令和6年6月1日（土）
- 2（1）（長期収載品に限る。）、（2）、（3）② 令和6年10月1日（火）